

公益社団法人日本網膜色素変性症協会

役員報酬等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本網膜色素変性症協会（以下「この法人」という。）の定款第26条の規定に基づき、役員報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員は、非常勤とする。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人の理事は、定款第26条に定めるとおり無報酬とする。

- 2 この法人は、監事が代議員会、理事会及びその他の会議等に出席したときに職務執行の対価として報酬を支給する。
- 3 前項の報酬は、理事会出席等、必要の都度支払う。

(報酬の額の決定)

第4条 この法人の監事の報酬の額は、別表のとおりとする。

(報酬の支給方法)

- 第5条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、別に定める規程に従い、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規則をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、代議員会の決議を経て行う。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年6月11日から施行する。

(役員報酬等に関する規程の廃止)

2 役員報酬等に関する規程(令和3年4月1日)は廃止する。

附則

この規則は、令和5年6月17日から施行する。

別表

役 職	報酬(日額)	適 用
監 事	10,000 円	弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、行政書士
	5,000 円	上記以外

注) 報酬額は、法令の定めるところにより源泉徴収所得税額等を控除した後の金額。